

◆◆◆目次◆◆◆

1. ASEAN アップデート・セミナー参加者募集について
2. 「新ビジネスのためのデザイン活用法」の開催について
3. 高山市無料職業紹介所からのお願いについて
4. 「第4回 高付加価値経営セミナー」の開催について
5. 障がい者雇用率制度について

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

1. ASEAN アップデート・セミナー参加者募集について

- ◆日 時 平成28年3月4日(金) 13時30分から16時20分まで
- ◆場 所 岐阜グランドホテル ロイヤルホール
- ◆定 員 100名(先着順)
- ◆内 容 第一部

基調講演

「ASEAN 経済統合後のメコン経済圏ビジネスの真実  
～岐阜県企業はメコン経済圏をどう活用すべきか～」

講師：松島大輔 氏(長崎大学教授)

第二部

企業による事例発表

講師：堀部道朗 氏(株式会社恒川工業 代表取締役社長)

- ◆参 加 費 無料
- ◆申込期限 平成28年3月1日(火)まで
- ◆申込方法

下記ホームページの「申込フォーム」からお申込みいただくか、「受講申込書」をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXにて下記申込先までお申し込みください。

URL : <http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2016010601/index.asp>

- ◆問合せ・申込先 (公財)岐阜県産業経済振興センター 経営支援部  
TEL : 058-277-1092/FAX : 058-273-5961  
E-mail : [sankei10-kaigai@gpc-gifu.or.jp](mailto:sankei10-kaigai@gpc-gifu.or.jp)

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

2. 「新ビジネスのためのデザイン活用法」の開催について

- ◆日 時 平成28年3月3日(木) 14時から16時15分まで

- ◆場 所 ふれあい福寿会館 1 4 階レセプションルーム
- ◆定 員 70名（先着順）
- ◆対 象 新ビジネス展開を考えている県内事業者等
- ◆参 加 費 無料
- ◆申込期限 平成28年2月25日（木）まで
- ◆申込方法

所定の参加申込書にご記入のうえ、下記申込先へファックスにてお申し込みください。

（申込書は、（公財）岐阜県産業経済振興センターのホームページからダウンロードできます。）

- ◆問合せ・申込先 （公財）岐阜県産業経済振興センター産業振興部

TEL058-277-1079 FAX058-273-5961

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

### 3. 高山市無料職業紹介所からのお願いについて

高山市では、雇用促進による地域活性化を図るため、高山市役所商工課内と、上宝支所基盤産業課内に無料職業紹介所を開設しています。

各企業様におかれましては、高山市に対しましても求人申込いただきますようお願いいたします。

- ◆開設時間 月曜日から金曜日まで（祝祭日、年末年始を除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

- ◆求人者の範囲：市内の事業所

- ◆申込方法

一般用またはパート用の求人票にてお申し込みください。（ハローワークへ求人申込している事業所は、ハローワークへ求人申込した際の控えによりお申込いただけます。）直接来所できないときは、郵便、電話、ファクス等でも差し支えありません。

- ◆連絡先 高山市無料職業紹介所 電話：0577-35-3144

高山市無料職業紹介所上宝分室 電話：0578-86-2111

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

### 4. 「第4回 高付加価値経営セミナー」の開催について

- ◆日 時 平成 28 年 2 月 1 2 日（金） 13 時 30 分から 16 時 00 分まで

- ◆場 所 岐阜グランドホテル 孔雀の間

- ◆定 員 1 0 0 名（先着順）

- ◆内 容 第一部

基調講演

「秘められた魅力を売り出す戦略と発想」

講師：殿村美樹 氏（PR プロデューサー）

## 第二部

### セミナー

「中小企業がコストを掛けずに PR する方法」

講師：三輪 知生 氏（岐阜県よろず支援拠点コーディネーター）

◆参加費 無料

◆問合せ・申込先 （公財）岐阜県産業経済振興センター よろず支援拠点

TEL：058-277-1088／FAX：058-273-5961

E-mail：hasegawa@gpc-gifu.or.jp

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

## 5. 障がい者雇用率制度について

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。

事業主の皆さまは、ご注意くださいようお願いいたします。

◆法定雇用率 民間企業 2.0%

国・地方公共団体 2.3%

◆対象事業所 従業員数 50人以上

◆問合せ 岐阜労働局職業対策課 TEL058-245-1314

ハローワーク高山 TEL0577-32-1144

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

\*\*\*\*\* メールマガジンの配信中止・アドレス変更 \*\*\*\*\*

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。